

# 千葉県社会人バスケットボール連盟 規約

## 第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本連盟は、千葉県社会人バスケットボール連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を理事会の指定する場所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、千葉県のアマチュアバスケットボール競技の健全なる普及、発展に寄与するとともに、本連盟に加盟したチーム相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) バスケットボール大会、競技会、リーグ戦の企画、運営、開催事業
- (2) バスケットボールの技術の向上並びに普及
- (3) その他本連盟の目的達成のための事業

## 第3章 組織

(事業)

第5条 本連盟は、理事会において別に定める手続きにより本連盟に加盟登録したチーム及び本連盟の目的に賛同する者をもって組織する。

## 第4章 機関

(機関)

第6条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会

## 第5章 役員

(役員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 理事会で定める必要な人数
- (6) 監事 若干名

(選任)

第8条 会長および副会長は理事会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において選任する。
- 3 理事は、理事会において選任する。
- 4 監事は、理事会において選任する。

(役員の職務権限)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 理事長は、本連盟の業務を統轄する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(任期)

第10条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、その補充をする。

3 補充された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(名誉職)

第11条 名誉会長、顧問および参与を理事会の推薦により置くことができる。

## 第6章 総会

(構成)

第12条 総会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、各専門委員会副委員長、総会開催時に加盟したチームの代表者1名により構成する。

(権限)

第13条 総会は次の事項を決議する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 本規約の改廃

(4) その他連盟運営に関する重要な事項

(開催)

第14条 定例総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は必要に応じて理事長が招集し開催する。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第16条 総会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数の時は議長がこれを決める。

## 第7章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事により構成する。

(権限)

第18条 理事会は本連盟の業務執行に関する事項を決議する。

(開催)

第19条 理事会は年4回開催する。

2 臨時理事会は必要に応じて理事長が招集し開催する。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第21条 理事会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

2 可否同数の時は議長がこれを決める。

## 第8章 専門委員会

(専門委員会)

第22条 本連盟は理事会の決議を経て別に定める専門委員会を置く。

2 専門委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第9章 会計

(事業年度)

第23条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第10章 附則

(その他)

第24条 この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

(施行)

第25条 この規約は、2018年5月20日より施行する。